

独立行政法人労働安全衛生総合研究所の 平成22年度の業務実績の評価結果

平成23年8月12日
厚生労働省独立行政法人評価委員会

1. 平成22年度業務実績について

(1) 評価の視点

独立行政法人労働安全衛生総合研究所（以下「研究所」という。）は、独立行政法人産業安全研究所と独立行政法人産業医学総合研究所を統合し、平成18年4月に発足した研究所である。今年度の研究所の業務実績の評価は、発足にあわせ厚生労働大臣が定めた中期目標（平成18年度～22年度）の最終年度における達成度について行うものである。

当委員会では、「厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準」（平成13年6月厚生労働省独立行政法人評価委員会決定）等に基づき、平成21年度までの業務実績の評価において示した課題等のほか、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から示された「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」（平成21年3月30日同委員会決定。以下「政・独委の評価の視点」という。）や「平成21年度における厚生労働省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見について」（平成22年1月22日同委員会決定）等も踏まえ、評価を実施した。

(2) 平成22年度業務実績全般の評価

平成22年度は、2つの研究所の統合から5年度目となり、総務部門の一元化や一体的な調査研究の推進、統一された研究評価基準に基づく評価の実施などにより、統合の効果を一層発揮していることを評価する。また、随意契約の見直しや省エネルギー対策の推進、外部資金の獲得、研究施設・設備の有償貸与等に取り組み、経費節減に高い実績を挙げていることを高く評価する。

労働現場のニーズの把握のために労働安全衛生重点研究推進協議会等の多様な取組が行われ、行政ニーズ等を明確にし、プロジェクト研究等に研究費・人員を重点的に投入し、成果を挙げており、研究活動を効果的に実施していることを評価する。また、その研究成果や知見を基に、基準・規格制定等に関する委員会への研究員の派遣等により、国内外の基準制定・改定へ貢献していることを評価する。

学会発表等は数値目標を大幅に上回り、また、学会等における受賞件数や、原著論文の他論文への引用件数等も高い水準であり、質量ともに高い研究成果を挙げていることを高く評価する。ホームページのアクセス件数についても大幅に増加しており、また、安全衛生技術講演会においても参加者の評価が高水準であり、研究成果の普及・活用が図られていることを高く評価する。

労働災害の原因の調査等については、本研究所の重要なミッションであり、労働基準監督署等から高い評価を受けている。その実績及び貢献については特に高く評価する。

国際学術誌「Industrial Health」、和文学術誌「労働安全衛生研究」の発行によ

る労働安全衛生分野への研究振興への貢献、大学等への客員教授、非常勤講師等の派遣等による研究・教育支援や若手研究者の受入、研究指導等による若手研究者等の育成についても評価する。

これらを踏まえると、平成22年度の業務実績については、業務運営の効率化を行いながら、労働安全衛生に関する質の高い研究を実施しその成果を学会発表やインターネット等を経由して普及し、また、労働災害の原因の調査等の実施に高い実績を挙げ、多くの社会的貢献を行ったことから、研究所の目的である「職場における労働者の安全及び健康の確保」に資するものであり、高い水準で業務を実施したと評価できる。

なお、中期目標に沿った具体的な評価結果の概要については2のとおりである。また、個別項目に関する評価結果については、別紙として添付した。

2. 具体的な評価内容

(1) 業務運営の効率化に関する事項について

① 効率的な業務運営体制の確立

総務部門の清瀬地区への一元化の推進により、さらなる3人の人員削減を決定したことは評価できる。清瀬・登戸両地区の一体的な調査研究の推進、グループウェアの充実、TV会議システム、電子決裁システムの積極的活用等、統合による効率化が顕著である。個人業績評価システムの活用を含め、PDCAサイクルが効果的に機能していると評価する。

② 内部進行管理の充実

システムが軌道に乗ってきており、清瀬・登戸両地区の統一された研究評価基準に基づき、公平かつ適正な評価の実施に努めている点は評価できる。また、評価結果に基づく研究者表彰制度の実施は評価できる。

③ 業務運営の効率化に伴う経費節減

随意契約の見直しにより随意契約を5件約3,600万円までに減少させたこと、省エネルギー対策の推進により光熱水料を対20年度比で22.5%減、対21年度比で5.6%削減を達成したことは高く評価できる。また、大型の受託研究を獲得し、競争的資金・受託研究の合計額は過去最高額を更新したことは高く評価できる。ただし、科研費の獲得高が漸減しており、獲得戦略の練り直しが必要である。

④ 効率的な研究施設・設備の利用

積極的に研究施設・設備の共同利用、有償貸与に取り組み、有効利用を促進していると評価できる。

(2) 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項について

① 労働現場のニーズの把握と業務への積極的な反映

労働安全衛生重点研究推進協議会、シンポジウム、研究交流、業界団体との意見交換会、学会参加等、労働現場のニーズの把握のために多様な取り組みが行われていることを評価する。また、厚生労働省との意見情報交換会を通じた行政ニーズの把握に努め、業務へ反映している点は評価できる。

② プロジェクト研究等

行政ニーズ等を明確にし、プロジェクト研究10課題、イノベーション25研究3課題、GOHNET研究3課題を設定し、研究費・人員を重点的に投入して適切に研究を行っている。それらの成果を社会に還元しており、評価できる。また、GOHNET研究で第2回GP奨励賞を受賞するなど、成果は計画を上回っていると評価できる。なお、国民が期待し喫緊の課題である熱中症等については、緊急課題として取組を行うなど柔軟な対応を期待したい。また、特に社会的関心の高い大震災については、次期中期計画期間中に的確な対応を期待したい。

③ 基盤的研究

基盤的研究自体の重点化や高度化、さらには、いくつかの基盤的研究をプロジェクト研究の萌芽的位置付けと規定するなど、業務の質向上が顕著であり、日本高圧力技術協会「科学技術振興賞」の受賞もある。基盤的研究の遂行においても、内部評価委員会による検証を実施していることは、評価できる。

④ 学際的な研究の実施

統合のシナジー効果を実感できる取組のスキームが提示されたことは喜ばしい。また、外部評価委員会による評価の実施も適切である。災害多発分野におけるリスクマネジメント技術の高度化と実用化に関する研究、作業温熱ストレスの労働生理学的評価と予防対策技術の研究、加齢に伴う心身機能の変化と労働災害リスクに関する研究等、社会的に重要な研究が学際的な研究として展開されており、評価できる。

⑤ 研究項目の重点化

基盤的研究の課題数を減らし、プロジェクト研究などの重点課題へ移行するという中期目標に沿って、前中期目標期間における1年当たりの平均数102課題との比較では、数値目標の20%を大幅に上回る36.3%減を達成したことを評価する。一方、基盤的研究は長期的視点に立っての労働安全衛生上の基盤技術に関するものでもあり、また、次のプロジェクト研究に向けての萌芽的なものでもあることに鑑み、プロジェクト研究等と基盤的研究との適切なバランスについて考慮する必要がある。

⑥ 研究評価の実施

内部評価、外部評価により適切な研究評価を行い、その結果を基に、研究

計画の中止・変更、研究予算の増減、昇任、昇格等の人事、表彰等に反映している点は評価できる。業績評価にもとづく二つの表彰制度の導入は研究員の意識向上、評価の実質化においても意義のあることと判断する。また、プロジェクト研究などの外部評価においては、実施時期を前倒し、研究計画の見直しに資するほか、結果を公表するなど、有効な改善方策を実施しており、評価できる。

⑦ 国内外の基準制定・改定への科学技術的貢献

研究成果や知見を基に、基準・規格制定等に関する委員会への研究員の派遣や、行政からの要請等に基づく行政支援研究の実施により国内外の基準制定・改定への貢献をしており、研究成果や知見を行政へ還元していることは評価できる。

⑧ 学会発表等の促進

講演・口頭発表は、数値目標の340回を上回る345回であり、また、論文発表は数値目標の170報を大きく上回る403報である。さらに、11人の研究員が関連学会の奨励賞などを受賞していることも高く評価できる。他論文への引用件数が10件以上となる原著論文（平成21年までの3年間に発表されたもの）の数も数値目標の10報を上回る12報であり、質量共に研究成果がレベルアップしていることを高く評価する。今後これらの原著論文が具体的な行政施策に反映される等の行政的、社会的貢献度をデータとして整備できれば、さらに際だったものになると思われる。

⑨ インターネット等による研究成果情報の発信

ホームページの大幅なりニューアルにより、アクセス件数は大幅に増加しており、特に「研究業績・成果」や研究所が発行する英文及び和文の学術誌に対するアクセス数は数値目標50万回を大幅に上回る114万回であり、研究成果の普及・活用上から大いに有用である。また、各種報告、一般紙への寄稿などの情報提供においても、前年度を大きく上回る実績を示していることを高く評価する。

⑩ 講演会等の実施

安全衛生技術講演会等の開催により、多くの参加者があったこと、また、内容に関して参加者の評価が高水準であることは評価できる。また、研究所の一般公開の実施や研究所の国内外の大学・研究機関、業界団体・民間企業等からの見学への対応により、研究成果の積極的な普及・活用に努めていることも評価できる。

⑪ 知的財産の活用促進

新規の特許として3件を登録したことは評価できる。特許に関する業務担当者を設置するほか、内部・外部研究評価における評価項目として扱うなど、知的財産の活用に積極的に取り組み、特許取得のための支援体制を整備した

ことは特許取得の増加に向けて有効であり、評価できる。

本年度の特許実施料はこれまでの実績を下回りゼロとなった。低調となった理由を調査するとともに、知的財産全般についての費用対効果を分析することにより、今後の知的財産の有効かつ効果的な活用方針を策定する必要がある。

⑫ 労働災害の原因の調査等の実施

労働災害の原因の調査等は、本研究所の重要なミッションであり、災害調査15件、刑事訴訟法に基づく鑑定等17件、労災保険給付に係る鑑別・鑑定12件を的確に実施している。また、依頼元である労働基準監督署等において、「報告書を災害の再発防止の指導や送検・公判維持のための資料として活用している」とする割合が85%と極めて高いことは高く評価できる。なお、労働災害の原因の調査は、学術的に見ても大変貴重であり、将来、成果を公開する方向での検討が必要である。

⑬ 労働安全衛生分野の研究の振興

労働安全衛生重点研究推進協議会やそのシンポジウムにおいて、日本の労働安全衛生研究の方向の提案を行っていること、また、国際学術誌「Industrial Health」の年6回発行、和文学術誌「労働安全衛生研究」の年2回発行は研究振興にも貢献しており、評価できる。特に、「Industrial Health」誌については、外国からの論文投稿が過半数を示しているのは、国内発行の欧文誌としては、特筆すべきことであり、我が国の労働安全衛生研究の水準の高さを示すものでもある。

⑭ 労働安全衛生分野における国内外の若手研究者等の育成への貢献

連携大学院協定に基づく5大学のほか23の大学等へ客員教授、非常勤講師等を派遣して精力的に教育支援を行っており、さらに国内外の大学等から75名の若手研究者等を受け入れ、研究指導等を行った点は評価できる。受け入れた若手研究員が確かに成長したという何らかのエビデンスが示されれば、一層の評価が可能となる。

⑮ 公正で的確な業務の運営

6ヶ国12機関の研究機関と研究協力協定を締結し、共同研究を進めていること、外国人研究員を受け入れ、国際的研究協力を行っていること、また、国内外の大学、企業等との共同研究を推進し、共同研究の比率が数値目標を大きく上回ったこと、若手研究員等の派遣・受入数が数値目標の4倍以上となったこと等、研究協力を積極的に推進しており、評価できる。客員研究員等研究交流会による研究情報の交換は、本研究所の独創的施策として評価できる。

⑯ 公正で的確な業務の運営

情報の管理、研究倫理審査委員会による厳正な研究倫理の審査、コンプラ

イアンス状況の把握等公正で的確な業務の運営に努めている。特に研究倫理審査委員会の件数が伸びており、委員会の目的が定着し実効を挙げている。公正で的確な業務運営に向けて、内部統制など地道な活動が実をあげている。

(3) 財務内容の改善に関する事項について

① 運営費交付金以外の収入の確保

競争的資金・受託研究の獲得において、件数、金額の両方において、数値目標を上回っている。大型プロジェクトの受託研究の獲得により、運営交付金以外の収入は大きく増加した。当期総利益7億9,591万円という数字は研究所の努力によるものとして評価できる。複数年度にわたる受託研究収入については、収益化の基準を適切に定め、努力が目的積立金等研究所に還元できることが望ましい。ただし、競争的資金は昨年比べて減少しており、今後、競争的資金の獲得に向けて、更なる努力が必要である。

② 予算、収支計画及び資金計画

前記のとおり、厳しい財務状況の中で積極的な経費節減に取り組み、中期計画を大きく上回る経費節減を達成しており、評価する。

(4) その他業務運営に関する事項について

① 人事に関する計画

人材活用についての多様な取り組みを実施し、新規研究員の採用、研究員の昇任、昇格、昇給を適正に行っている。平成22年度末の常勤職員数を数値目標である115人を大きく下回る103人としたことは評価できる。常勤職員のスリム化を達成しつつ、業務の効率化にかかる施策を取り入れていることは評価できる。

② 施設・設備に関する計画

計画的に施設・設備の改修を行っており、適切な実績といえる。

(5) 評価委員会が厳正に評価する事項及び政・独委の評価の視点等への対応について

① 財務状況について

当期総利益796百万円は、中期計画終了時の運営費交付金の収益化によって発生したものである。これを含め過年度に蓄積した積立金843百万円は全て国庫納付される。

② 保有資産の管理・運用等について

研究所は、前身である産業安全研究所及び産業医学総合研究所が平成13年に独立行政法人化した際に国等から事業に必要な資産だけを承継して事業を開始しており、現時点では不要な保有資産はないものと判断する。

③ 組織体制・人件費管理について

人件費は中期目標期間の数値目標（△5%）に対して（△20.4%）となっている。

ラスパイレス指数（年齢勘案）については、研究職員については昨年を下回る水準（93.6→92.6）であるが、事務・技術職員については過去3年間上昇を続けている（107.5）。事務・技術職員15名全員が本省からの出向者であることがこのような高い水準となる要因となっている。長期的な視点に立って人事計画で出向者の受け入れ方針を明確にする必要がある。

④ 事業費の冗費の点検について

経費節減の努力については、中期目標期間の数値目標（一般管理費（△15%）、業務経費（△5%））に対して、一般管理費（△39.8%）、業務経費（△30.1%）となっている。

一般競争入札の徹底、単価契約による一般競争入札の実施、情報通信技術の活用による時間的・経済的損失の縮減等の対策を講じることにより経費節減を図っている。

調達については、公告期間の延伸、仕様内容の見直し及び入札参加要件の緩和等を行い、一般競争入札による調達を徹底することにより透明性・競争性を確保するとともに経費節減を図っている。

⑤ 契約について

契約改革については、随意契約はガス、水道等に限られ、ほぼすべての契約が一般競争入札となっている。専門的な機械装置については一者応札にならざるを得ない場合があるが、今後も企画競争、公募も含め真に競争性のある調達を行う努力を継続する必要がある。

⑥ 内部統制について

研究業務の事前・中間・事後の段階での内部・外部評価の実施、情報セキュリティの確保のための体制の整備、研究倫理及び利益相反の管理のための厳格な審査の実施、管理職を対象としたセクシュアルハラスメント防止研修の実施等が行われている。内部統制に係る地道な努力が実を上げており、今後もより職員間のコミュニケーションに努めること。

⑦ 事務事業の見直し等について

受託研究収入については、これまでの実績を大きく上回り、269百万円を受け入れたことは評価できる。そのうち、本年度において収益化された額はわずか20百万円にとどまることから、受託研究収入の収益化等のルールを明確にする必要がある。また、次期中期目標期間においては、研究資金の1/3以上を外部から獲得することが目標として掲げられているが、「自己収入の拡大」を目指す上では、外部資金の比率のみならず、過去の実績を踏

まえた適切な目標額を設定する必要がある。

研究施設・設備の有償貸与等による自己収入の拡大に対する努力は評価されるが、平成22年度に関しては貸与可能な施設等の数を増やしたものの、収入としては前年を下回った。今後もPR等により有効活用を推進していく必要がある。

⑧ 法人の監事との連携状況について

当委員会では、評価の実施に当たり、監事の監査報告書の提出並びに監事監査の実施状況及び業務運営上の検討点について説明を受け、評価を行った。

⑨ 国民からの意見募集について

当委員会では、評価の実施に当たり、平成23年7月7日から8月5日までの間、法人の業務報告書等に対する国民からの意見の募集を行ったところ、研究所あての国民からの意見は寄せられなかった。このため、研究所の評価に当たっては、研究所からの提出資料、ヒアリング結果等を基に実施した。